

# イムス明理会東京町田病病院居宅介護支援事業所運営規程

第1条 医療法人財団明理会 イムス明理会東京町田病院が開設する、居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある第1号被保険者（65歳以上の方）や第2号被保険者（40～64歳の方）に対する適正なケアプラン作成を目的とする。

（運営方針）

- 第3条 \*
- 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
  - 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 事業の実施にあたっては、利用者の権利擁護、虐待の防止のため、必要な体制を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する。
  - 利用者にソーシャルワーカーの必要性がある時は、速やかに最寄りの機関のソーシャルワーカーをご紹介いたします。

（事業所の名称）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称	イムス明理会東京町田病院居宅介護支援事業所
所在地	東京都町田市広袴 2-12-3

職員体制及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に法令的に規定されている居宅介護支援事業に関し、遵守すべき事項についての指揮命令をする。

介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、行政からの訪問調査又は認定依頼者のケアプラン作成を行い、利用者の自立支援を目指した適切なケアプランの作成を行い、サービスできるように努めるものとする。介護支援専門員のケアプランの作成は、概ね 45 人未満とする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日及び営業時間

平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までとする。

土曜 午前 9 時 00 分～午後 12 時 30 分までとする。

日曜日・祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は休業とします。

緊急時の場合は、時間外でも電話にて 24 時間連絡可能です。

緊急時の連絡先 TEL042-735-2222

(サービス提供地域)

第 7 条 通常の事業のサービス提供地域は、東京都町田市とする。

(サービス提供の流れ)

第 8 条 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の流れと主な内容とする。

- (1)利用者本人宅に訪問し、制度説明・契約を行い保険者に「居宅サービス計画書作成依頼書届出書」を提出します。
- (2)利用者本人やご家族からの情報を基に課題を分析し、自立支援の観点から居宅サービス計画書原案を作成します。
- (3)利用者本人・ご家族とサービス提供事業者やかかりつけ医師と連携を図りながら居宅サービス計画書原案に基づいたサービス提供を決定し依頼及び連絡調整を行います。

**【サービス担当者会議開催】**

初回・介護保険更新時・サービス提供の変更等があった場合

- (4)月 1 回以上の居宅訪問を行い、利用者との面接の中で経過観察を行い、再評価により居宅サービス計画書の修正等を行います。

サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いし、ご本人・ご家族に面接をいたします。契約を締結したのち、サービスを開始します。

(2)サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービス終了をする場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく

場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・本人が介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）または要支援1・2と認定された場合、地域包括支援センター（町田市の場合 高齢者支援センター）と連絡調整してまいります。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

### ④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させて頂く場合があります。

（利用料金）

第9条 居宅支援事業の内容は次の通りとする。

#### （1）居宅介護支援に要する費用

要介護または要支援認定を受けられた方は、保険者から全額給付されるので、自己負担はありません。保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

#### （2）交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

#### （3）キャンセル料

この契約はいつでも解約することができます。また料金は一切かかりません。

（秘密保持）

第10条 居宅介護支援提供における個人情報の取り扱いに関しては次の通りとする。

- （1）事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及び家族の関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- （2）事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報は用いません。
- （3）事業者は、利用者の家族から予め文書で合意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

(サービス内容に関しての相談・苦情)

第 11 条 介護サービスによる苦情に関して、相談・対応を行っていきます。

(1) 当事業所に関する相談・苦情は、次のところで受付します。

当事業所のサービスに関する相談・要望・苦情等は、介護支援専門員か下記の窓口までお申してください。

受付時間：平日 9 時 00 分～16 時 30 分 土曜 9 時 00 分～12 時 00 分

担当責任者：齋藤 秀和

介護支援専門員が自ら提出した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。必要に応じて、イムス明理会東京町田病院の医療安全管理委員会に報告し対応をいたします。

(2) 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

町田市役所いきいき生活部介護保険課給付 電話：042-724-4366

東京都国民健康保険団体連合会 電話：03-6238-0177

(ハラスメントについて)

第 12 条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①介護サービス支援において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要なかつ相当な範囲を超える下記の行為としては、契約を解除させていただきます。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、ご利用者及び家族等が対象です。

②ハラスメント事案が発生した場合、イムス明理会東京町田病院ハラスメント委員会が、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約解除等の措置を講じます。

(虐待防止について)

第 13 条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止のため、指針を整備し責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するために研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用出来るよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居者等）による受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関（高齢者支援センターから町田市高齢者福祉課支援係）に通報します。
- ③イムス明理会東京町田病院介護事業部会で虐待防止のための検討を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。管理者 齋藤 秀和

（感染防止対策について）

第 14 条 事業所において感染が発生し、又は蔓延しないように次にあげる処置を講じます。

- ①従業員の健康状態について、体温・頭痛・咳などの症状ないことを確認して勤務します。症状がある場合は速やかに受診をして判断します。
- ② 事業所の整備及び備品等について、衛生的な管理をします。
- ③ イムス明理会東京町田病院院内感染防止対策委員会を毎月第 3 月曜日に開催して従業者に周知徹底をしています。
- ④事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

（業務継続に向けた取り組みについて）

第 15 条 感染症や非常災害の発生において、早期に業務継続に向けた取り組みを講じます。

- ①イムス明理会東京町田病院は、災害拠点連携病院である為、災害時の治療が必要になった市民を優先的に対応させていただきます。
- ②感染症や非常災害の発生時において利用者に対しての介護サービスの提供を継続実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るために計画（業務継続計画）作成し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ③従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（その他運営についての重要事項）

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1か月以内
- 二 継続研修 法令で定められた研修  
町田市ケアマネジャー連絡会研修

(2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人与事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

#### 附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。